

◆講座・催し等の申し込み◆

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料



エコツアー体験講座

●天ぶら油リサイクルバスで
行く日帰りツアー

【日時】1月18日(日)午前8時～午後6時

【内容】渡良瀬エコビレッジ(栃木県下都賀郡藤岡町)で玄米餅つきほか、渡良瀬遊水地でオオタカなどのバードウォッチング(解説付き)

【費用】大人6千円、小・中学生3千円(未就学児はお問い合わせください)

【申込み】はがきかファックスに記載例(3面参照)のとおり記入し、1月7日(必着)までに環境学習情報センター(〒160・0023 西新宿2-11-4) ☎(3344)6277・FAX(3344)4434へ。先着25名(小学生以下は保護者同伴)。応募者が15名に満たない場合は中止します。



介護予防教室

●もう安心、尿漏れ改善教室

【日時】1月～3月の原則として隔週木曜日、午後2時～3時30分、全8回(初回1月8日)

【会場】①小滝橋いきがい館

(高田馬場3-46-14) ◆②介護老人保健施設マイウェイ四谷(大京町1)

【対象】区内在住の65歳以上の女性で、くしゃみや物を持ち上げるときなど腹圧がかかったときの軽い尿漏れを改善したい方、各12名程度(介護保険の「要介護」認定を受けている方を除く)

【内容】骨盤底筋や腹部・下肢の筋力を鍛えて尿失禁を予防・改善

【費用】1回100円

【申込み】希望の施設を選び、12月12日(金)までに電話で高齢者サービス課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。

先着順。申し込みを受け付けた方には、参加申込書を12月19日(金)までに同係に提出していただきます。

認知症サポーター

養成講座

【日時】12月24日(水)午後2時～3時30分

【会場】落合第二地域センター(中落合4-17-13)

【対象】区内在住・在勤・在学の方、70名

【申込み】電話で高齢者サービス課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。先着順。

障害者福祉センター講座

【日時・内容】①和紙工芸：第2・第4火曜日午前10時～12時(初回1月13日)、②パソコン教室(音声読み上げソフトを使用し基本操作を学習)：土曜日午後1時～3時(初回1月10日)。

いづれも3か月間、①は全6回、②③は全10回

【対象】区内在住の障害者の方、①③は各5名・②は10名(定員に余裕がある場合は家族の方

の参加も可)

【費用】1回につき100円(減免制度あり)。テキスト代・材料費は実費負担

【会場・申込み】12月19日(金)までに直接または電話(日曜日を除く)、ファックス(記載例(3面参照)のほか障害名を記入)で区立障害者福祉センター(戸山1-22-2) ☎(3232)3711・FAX(3232)3344へ。

応募者多数の場合は抽選。

障害者福祉センター

福祉公演

【日時】12月10日(水)午後1時30分から(1時開場)

【内容】「おばあさんと狸」(人形芝居と手話による語り、生演奏)(出演/デフ・パペットシアター・ひとみ)

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、区立障害者福祉センター(戸山1-22-2) ☎(3232)3711・FAX(3232)3344へ。

キャンドル作り体験

【日時】12月19日(金)午後6時30分～8時30分

【定員】20名(小学生は保護者同伴)

【内容】心身障害者の方と同じ工法でろうそく作り

【費用】無料

【会場・申込み】電話であゆみの家(西落合1-30-10) ☎(3953)1230へ。先着順。

高齢者保健福祉推進協議会

【日時】①12月9日(火)午後6時30分から、②19日(金)午後2時から

【会場・申込み】傍聴を希望する方はいづれも当日直接、区役所本庁舎5階大会議室へ。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517へ。

手当(年金)名	対象(障害の程度)	対象とならない方	手当(年金)額
A 心身障害者福祉手当(区制度)★	(1)身体障害者手帳1～3級の方 (2)愛の手帳1～4度の方 (3)脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 (4)難病疾病(右下「指定難病」参照)の方 (5)戦傷病者手帳特別項症～2項症の方	ア 施設に入所している方 イ 児童育成手当の障害手当支給対象となる方 ウ 新規申請で65歳以上の方 エ 所得が一定額以上ある方	月額15,500円 (身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の方は月額7,750円)
B 重度心身障害者手当(都制度)★	(1)重度の知的障害で著しい精神症状のある方 (2)重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 (3)重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方	ア 施設に入所している方 イ 病院等に3か月以上入院している方 ウ 新規申請で65歳以上の方 エ 所得が一定額以上ある方	月額60,000円
C 特別障害者手当(国制度)	日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上の方 (1)身体障害者手帳おおむね1級で重複障害の方 (2)愛の手帳おおむね1度で重複障害の方 (3)上記(1)・(2)と同程度の疾病・精神障害の方	ア 施設に入所している方 イ 病院等に3か月以上入院している方 ウ 所得が一定額以上ある方	月額26,440円
D 障害児福祉手当(国制度)	日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の方 (1)身体障害者手帳おおむね1級の方 (2)愛の手帳おおむね1度の方 (3)上記(1)・(2)と同程度の疾病・精神障害の方	ア 施設に入所している方 イ 障害を理由とする年金を受けている方 ウ 本人および保護者の所得が一定額以上ある方	月額14,380円
E 児童育成手当の障害手当(都制度)★	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 (1)身体障害者手帳1～2級程度の方、(2)愛の手帳1～3度程度の方、(3)脳性まひ・進行性筋萎縮症の方	ア 対象児童が施設に入所している方 イ 保護者の所得が一定額以上ある方	児童1人につき月額15,500円
F 児童育成手当の育成手当(都制度)★	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方 (1)父母が離婚、(2)父または母が死亡あるいは生死不明 (3)父または母に重度の障害がある (4)父または母に1年以上遺棄されている (5)父または母が法令により1年以上拘禁されている (6)母の婚姻によらない出生(父の扶養がある場合を除く)	ア 対象児童が施設に入所している方 イ 保護者の所得が一定額以上ある方	児童1人につき月額13,500円
G 特別児童扶養手当(国制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 (1)身体障害者手帳おおむね1～3級の方 (2)愛の手帳おおむね1～3度の方 (3)日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病・精神障害の方	ア 対象児童が施設に入所している方 イ 対象児童が障害を理由とする年金を受けている方 ウ 保護者の所得が一定額以上ある方	重度障害児 月額50,750円 中度障害児 月額33,800円
H 児童扶養手当(国制度)	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害児は20歳未満)の児童を養育している母または養育者 (1)父母が離婚、(2)父が死亡または生死不明 (3)父に1年以上遺棄されているか父が1年以上拘禁されている、(4)父に重度の障害がある (5)母の婚姻によらない出生(父の扶養がある場合を除く)	ア 対象児童が施設に入所している方 イ 本人または対象児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けているとき ウ 所得が一定額以上ある方	月額9,850円～41,720円(所得により決定) 児童が2人以上の場合第2子は5,000円加算第3子からは1人につき3,000円加算
I 障害基礎年金	(1)国民年金加入中の病気やけがにより65歳までに障害の状態(精神障害を含む。以下同じ)になった方 (2)20歳前に初診日のある病気やけがにより65歳までに障害の状態になった方 ※障害の状態…日常生活に著しい制限を受け、おおむね身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神保健福祉手帳1・2級程度	ア 初診日前に加入期間の3分の1以上の保険料の未納のある方 イ 年齢が20歳未満の方 ウ 障害の初診日が20歳前または昭和36年4月1日前で、本人の所得が一定額以上ある方 エ 恩給等定められた年金を受けている方 オほかの年金を受ける場合は併給調整があります。	1級障害 990,100円 2級障害 792,100円 子の加算額(年額) 1人目・2人目 各227,900円 第3子からは1人につき75,900円

対象の方は申請を

心身障害者(児)手当・年金

左表の手当・年金の対象に該当し、まだ受給していない方は、各担当係へ申請してください。年齢や所得等により対象とならない場合もありますので、必ず事前にお問い合わせください。

【申請・問合せ】左表A～Dは障害者福祉課相談支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4511・E～Hは子どもサービス課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558、Iは医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4532へ。

指定難病

スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、多発性硬化症、再生不良性貧血、筋萎縮性側索硬化症、サルコイドーシス、特発性血小板減少性紫斑病、強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)、劇症肝炎、高安病、悪性関節リウマチ、悪性高血圧(悪性腎硬化症)、結節性動脈周囲炎、ネフローゼ症候群、モヤモヤ病(ウリス動脈輪閉塞症)、脊髄小脳変性症、点頭てんかん、ライソゾーム病(ファブリー病を含む)、天疱瘡、潰瘍性大腸炎、ピュルガー病、クローン病、人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等、アミロイドーシス(原発性アミロイド症)、後縦靭帯骨化症、ハンチントン病、ウエグナー肉芽腫症、特発性拡張型心筋症、母斑症、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、シェーグレン症候群、表皮水疱症(接合部型および栄養障害型)、多発性嚢胞腎、特発性門脈圧亢進症、膿疱性乾癬、ミオトニー症候群、広範脊柱管狭窄症、特発性好酸球増多症候群、原発性胆汁性肝硬変、強直性脊椎炎、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、びまん性汎細気管支炎、混合性結合組織病、ミトコンドリア脳筋症(ミトコンドリア・ミオパチー)、原発性免疫不全症候群、遺伝性(本態性)ニューロパチー、特発性間質性肺炎、プリオン病、網膜色素変性症、遺伝性QT延長症候群、原発性肺高血圧症、先天性ミオパチー、神経線維腫症、網膜脈絡膜萎縮症(眼底後極部網膜脈絡膜萎縮症)、進行性筋ジストロフィー、ウィルソン病、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、骨髄線維症、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、アレルギー性肉芽腫性血管炎、原発性硬化性胆管炎、肝内結石症、自己免疫性肝炎、特発性肥大型心筋症(拡張相)、成人スティル病、脊髄空洞症

★区制度・都制度の手当は、受給者本人の所得により所得税および住民税の申告が必要な場合もあります。